



令和6年12月2日
海上保安庁

令和6年度機動救難士技術研修を開催 ～救助隊員としての知識・技術に磨きをかけます～

全国10基地に配置する機動救難士の中堅職員が、救助・救急に関する知識・技術の更なる向上のため、横浜海上防災基地に集結し、特殊救難隊指導の下6日間の訓練に臨みます。訓練参加者はこれまで各基地で培った経験を基に自身の更なる成長のため、他の参加者とともに切磋琢磨いたします。

1. 日程

令和6年12月8日（日）～13日（金）

2. 場所

神奈川県横浜市中区新港1-2-1
横浜海上防災基地

3. 参加者等

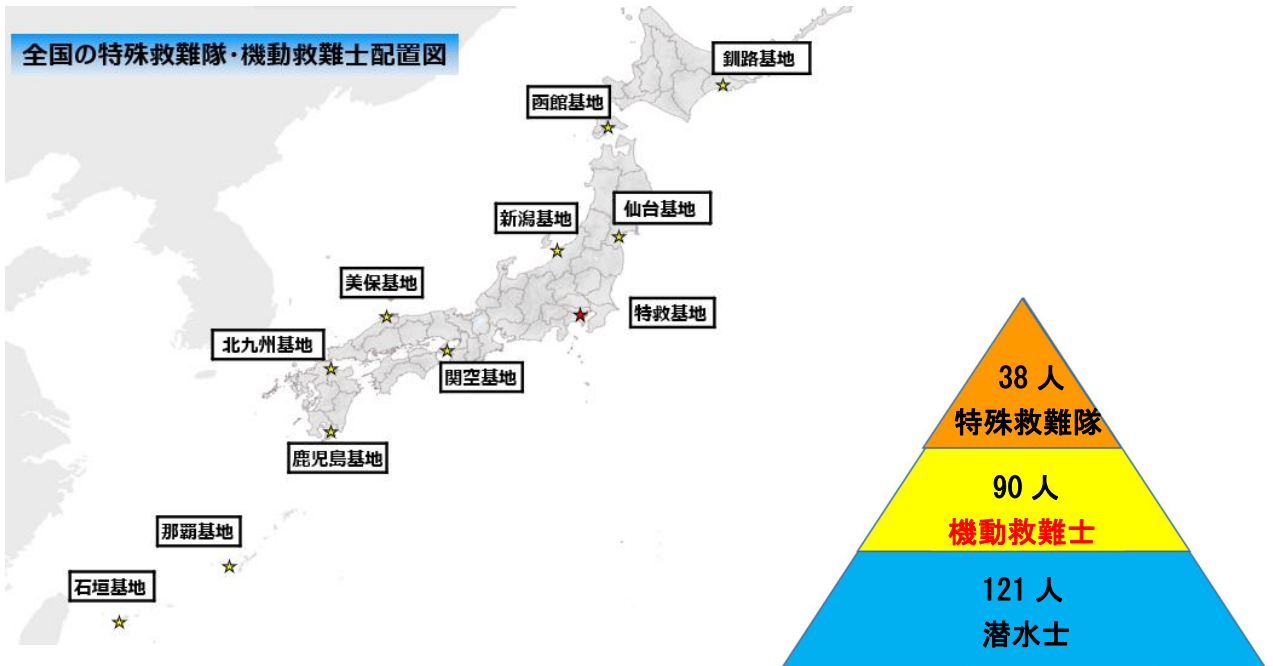
指導者：第三管区海上保安本部 羽田特殊救難基地所属 特殊救難隊等
実施者：機動救難士10名（経験年数3年前後の中堅職員）
救急活動評価者：日本医科大学多摩永山病院 医師（救命救急センター長）

4. 実施項目等

- 8日：オリエンテーション、安全管理講習
- 9日：開講式、救助・救急訓練（ブリッジ救助、狭所吊上げ救助、転覆船救助訓練等）
- 10日：救助・救急訓練（ブリッジ救助、狭所吊上げ救助、転覆船救助訓練等）
- 11日：救助・救急訓練（想定訓練）
- 12日：救助・救急訓練（野外）
- 13日：閉講式、検討会

5. 参考

- 海上保安庁では、救助・救急体制の充実のため、機動救難士を全国10基地に配置しています。平成14年10月に初めて福岡航空基地（現北九州航空基地）に機動救難士が配置されて以降、全国に配置を拡大し、昨年度には10基地目となる釧路基地に機動救難士が配置されました。これまでに機動救難士は全国で11,860件の海難に出動し、4,050名を救助しています。（令和6年9月末現在）



- 機動救難士は潜水士の中から希望と適性により登用され、船上の傷病者や、海上で漂流する遭難者等をヘリコプターとの連携により迅速に救助することを主な任務としています。機動救難士は、ヘリコプターからの高度な降下技術を有するほか、隊員の約半数が救急救命士の資格を有しています。

